

中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(中津都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	中津
----	-----	---------	----

目 次

1 都市計画の目標	
1) 中津都市計画区域の特性	· · · · · P 1
2) 都市づくりの課題	· · · · · P 3
3) 基本理念	· · · · · P 3
4) 都市計画区域の範囲、規模	· · · · · P 3
5) 目標年次	· · · · · P 3
◆都市づくり概念図	
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1) 判断基準	· · · · · P 4
2) 区域区分の有無	· · · · · P 4
3 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	· · · · · P 5
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	· · · · · P 8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	· · · · · P 1 1
4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	· · · · · P 1 2
4 都市計画の相互支援と管理	
1) 役割分担と相互支援	· · · · · P 1 4
2) 計画の管理と継続的改善	· · · · · P 1 5
◆付図	

## 1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」           | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」       | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」            | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】   |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」    | 【地域主体】 |

### 1) 中津都市計画区域の特性

中津市、宇佐市、豊後高田市から構成される「県北広域都市圏」は、中津平野を横断する国道10号、国道213号、県道中津高田線と東九州自動車道を都市間交流軸として、中津、宇佐、豊後高田の各既成市街地を多極分散型都市構造における都市核を形成している。また、市街地の周辺には広大な田園景観が広がり、その周囲を周防灘沿岸部の海岸と背後の山地の自然が取り囲んでいる。その中で中津市は、都市機能の中心的役割を果たすことが期待されている。

本都市計画区域は、大分県の北西部に位置し、西側は山国川を挟み福岡県と接し、北側を瀬戸内海の周防灘に面し、東を宇佐市に南を中津市三光地域に境を接する。また、県下第3位の人口を有し、商業、工業、暮らし、文化、観光など多様な機能を兼ね備えた都市である。

気候的には、瀬戸内海気候区に属し比較的温暖で、中津平野は大分平野とともに県内2大平野であり、広大な田園では県下随一の穀倉地帯を形成し、周防灘の遠浅海岸は、カブトガニ、アオギスなど貴重な生命を育む広大な干潟を形成している。

このような豊かな自然環境を有するとともに、先人たちの絶え間ない努力によって培われた多数の文化的・歴史的遺産を有する文化と歴史の城下町でもある。また、近年、中津日田道路を始めとする道路網や重点港湾となった中津港の整備、企業誘致の実現などにより、今後の発展がますます期待される都市である。

**【中津の景観】**



—中津市街地—



—中津城—

## 2) 都市づくりの課題

道路は、広域交通軸として、国道10号、国道213号及び県道中津高田線で東西方向の骨格が、国道212号及び中津日田道路で南北方向の骨格が形成されている。今後、これら広域幹線道路へのアクセスを確保する道路整備が必要である。

中心市街地は、中津駅を核とする商業地で形成されており、国道10号の開通や中津駅の高架化、さらには、中津駅周辺土地区画整理事業の実施により都市機能が向上し、生活に大きな利便をもたらした。今後も、県北広域都市圏の中心都市に相応しい行政、文化、経済などの都市機能の向上や充実を図る必要がある。また、旧中津市街地は、豊富な文化、歴史資源などを活かした市街地の形成を図る必要があり、郊外部の住居系用途地域では、住宅と農地の整序による良好な住環境の形成が必要である。さらに、中津平野に広がる集落地域では、適切な規制誘導による農地と宅地の混在防止やインターチェンジ周辺での適切な土地利用の誘導が必要である。

## 3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

本都市計画区域は県北の中心として、歴史、文化、自然環境との調和を図りながら、田園、商業、工業、文化、観光など多様な機能のバランスがとれた魅力ある都市の形成を目指す。このため、中心市街地は、賑わいや求心力の強化を図り、中津城を中心とした城下町の風情を活かしたまちなみ景観の形成や、地域財産を活かした良好な都市空間の形成を図る。また、田畠や緑に囲まれた田園環境や、自然と田園景観の中でやすらぎとうるおいを感じる生活ができる居住環境の維持を図る。

## 4) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
中津都市計画区域	中津市	行政区域の一部	5,626ha

(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

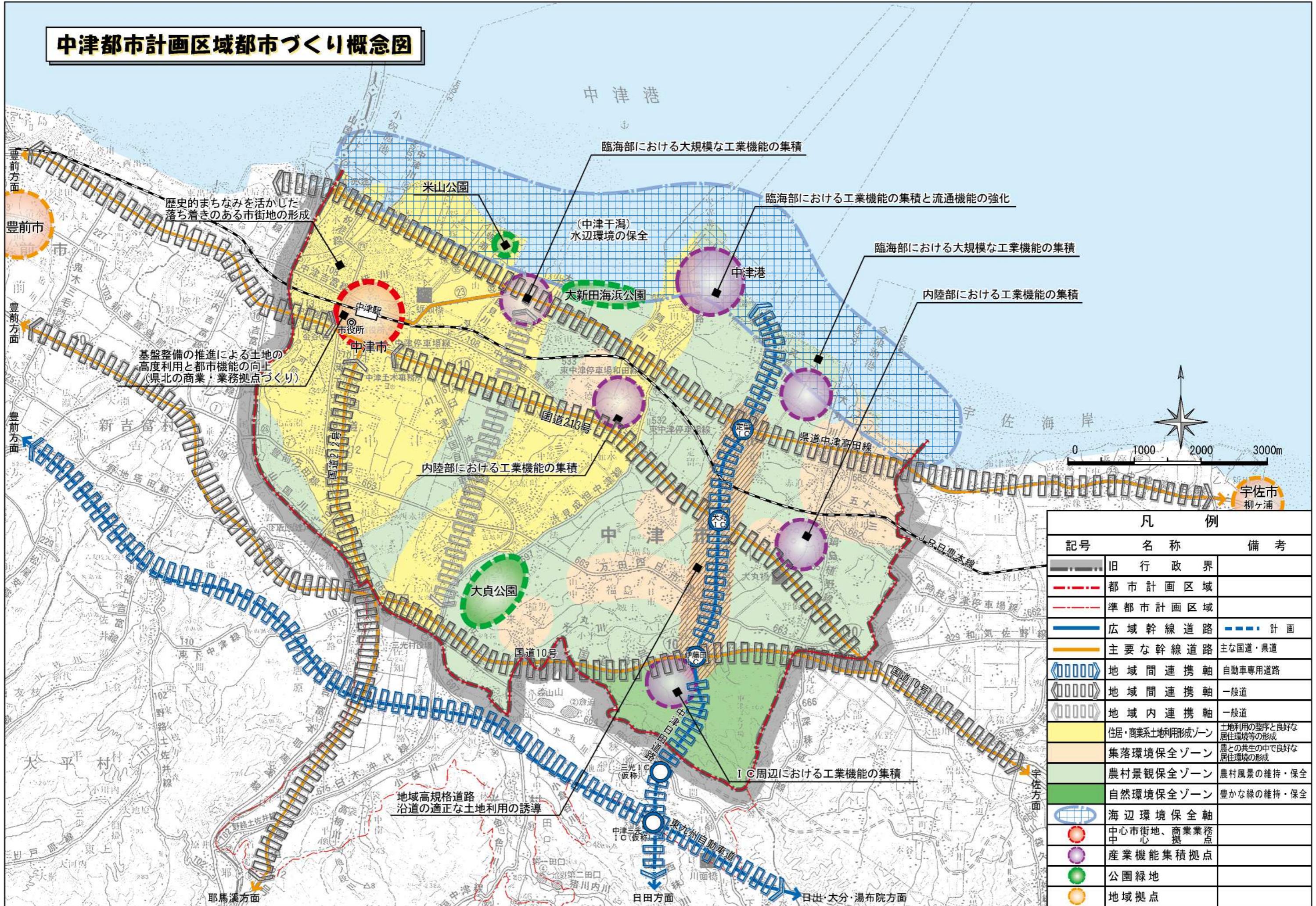
## 5) 目標年次

概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成22年	平成42年

## 中津都市計画区域都市づくり概念図



## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化の傾向はないものの、求心力はやや強い都市で、今後市街地の拡散も考えられる。しかしながら、中心市街地活性化基本計画（平成11年8月策定）や土地区画整理事業の実施などにより用途地域内への計画的な人口誘導に努めていること、また農地の多くは農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、今後も関係機関との連携により保全は可能であることなどから無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外（白地地域）における建築形態制限による規制・誘導や関係機関との連携を図ることにより、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### ア 商業、業務地

中津駅周辺の中心市街地及び大貞地区に商業地を配置し、それぞれの立地特性に応じた商業施設の集積及び既存商店街の活性化を図る。

このうち、中津駅周辺の中心商業地では、県北地域随一の商業集積を誇る中核都市としての機能を発揮するため、中津駅北土地区画整理事業を推進するとともに、中心市街地活性化基本計画（平成 11 年 8 月策定）により活力のある個性的な商業空間を創造し、魅力あるまちづくりの推進を図る。また、大貞地区では、中心商業地を補完し、周辺地域の日常生活需要に対応できる既存商店街の維持、活性化の推進を図る。

国道 212 号、国道 213 号沿道などでは、適切な駐車場の確保により周辺の交通への影響、都市景観などに十分配慮した商業地形成を図る。

市役所など、官公庁施設が集積する地区を業務地区として位置づけ配置する。また、官公庁施設は、中心市街地活性化基本計画（平成 11 年 8 月策定）に基づき、郊外に分散させず業務地区に集約的に配置し機能の充実を図る。

###### イ 工業地

陸上交通、海上交通の利便性の高い周防灘沿いや国道 213 号沿道などに工業地を配置し、地域経済発展のために、企業誘致を推進する。また、地域社会との調和を考慮し、緑地の確保などにより環境保全に努める。

## ウ 住宅地

人口の大半が用途地域内に居住しており、近年、用途地域内の人口が増加している。

今後とも、無秩序な宅地開発が進まないよう、本都市計画区域の西部から中央部に住宅地を配置し、増加する人口の適切な収容を図る。このうち、中津駅周辺では、中津駅北土地区画整理事業の進捗を促進し、中心市街地の居住環境の向上とまちなか居住の推進を図る。また、郊外部の住宅地については、良好な住環境を守るため地区計画などにより今後ともその環境の維持・改善に努める。



—住宅地（郊外部）の整備のイメージ—

## ② 土地利用の方針

### ア 土地の高度利用に関する方針

中津駅周辺の中心商業・業務地は、県北地域の政治・文化・経済の中心を担う地区であり、その役割を果たすべく、駅南に引き続き中津駅北土地区画整理事業が推進されている。

今後、土地区画整理事業の事業進捗と併せ、商業施設の集積及び住宅の中・高層化などにより、県北地域の中核都市としてふさわしい拠点形成を図る。

### イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住居系用途内に立地し居住環境の悪化の原因となっている工場については、居住環境の保全と適切な土地利用を確保する観点から、できる限り工業系用途地域内への移転を促進し、住工混在地区の解消を図る。

また、大新田地区、田尻地区、今津地区などの既存の工業地と隣接して自動車関連工場等の進出がみられる地区については、農林漁業との調整を図った上で、用途地域への編入も視野に入れ、適切な土地利用の誘導を検討する。

#### ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

中津駅北側の古くからの市街地は、細街路が多く交通、清掃、消防活動などの各種問題を抱えている。このため、生活に直結した道路の改善を図り、歴史的なまちなみを活かした落ち着きのある市街地形成に努める。

また、住居地の一部では、小規模な開発による宅地化の進行が見受けられるため、今後は、自然との調和を図りながら無秩序な開発を抑制し、秩序ある居住環境の維持に努める。

#### エ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりとうるおいのある場所を提供するとともに、自然環境の保全、健康の維持・増進、レクリエーションの場として、公園・緑地などを体系的に整備する。また、海岸部の緑地を形成している松林の回復や、丘陵地の緑地など良好な自然が残る地区の保全に努める。

さらに、景観計画に基づき、各地区の特性を踏まえた良好な景観形成の推進を図るとともに、市を代表する中津城への眺望景観を確保するため、景観地区や高度地区などの制度を活用し、良好な景観形成の誘導に努める。

#### オ 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域内の農地は、優良な農地として保全に努めるものとし、特にまとまった広がりを持つ伊藤田地区、定留地区、犬丸地区の農地の保全に努める。

#### カ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害の危険性が高い地域については、土砂災害危険区域等の指定などにより、開発行為の抑制を図る。

また、安全、安心な生活環境を確保するため、河川や公共下水道（雨水）の整備による水害防止のほか、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

#### キ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

優れた自然環境は将来に受け継がなければならない財産であることから、大新田地区的海岸の松林など防風保安林を保全し、自然とふれあえる散策路などの整備を図る。

#### ク 計画的な都市的土地区画整理事業に関する方針

植野地区、犬丸地区、福島地区、加来地区、相原地区における農業集落では、既存の農村景観を保全するとともに低密度の集落形成を図る。

今津地区では、企業進出地に隣接していることから住宅需要の高まりが予想されるが、用途地域外（白地地域）では農地の保全を図り、無秩序な開発や建築行為が行われないよう適切な土地利用規制を行う。

また、本都市計画区域に隣接する三光地域においては、今後のインターチェンジの整備等に伴い土地利用の混乱が進み、本都市計画区域と一体の都市として整備・開発及び保全に支障が生じるおそれがあるため、準都市計画区域及び建築形態規制を導入し、適正な土地利用の誘導を図る。

#### ケ 大規模集客施設<sup>\*1</sup>の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用される「広域拠点」内の「誘導区域（中心市街地活性化基本計画等との整合や関係機関等との合意形成を図りながら設定する。）」に立地誘導するよう努めるものとし、「誘導区域」以外の区域においては、原則、大規模集客施設の立地抑制を図る。

本区域においては、「中津駅周辺」地区を「広域拠点<sup>\*2</sup>」として設定する。

（\*1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

（\*2）広域拠点：「商業・業務、文化、医療・福祉、行政サービス、居住など、様々な都市機能の集積を促進する拠点のうち、1つの都市を超えて広域的に利用される拠点

### 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は県北地域における交通の拠点で、広域幹線道路や主要幹線道路として東西方向の国道10号、国道213号及び県道中津高田線、南北方向の地域高規格道路中津日田道路、国道212号が、また鉄道網として日豊本線が、さらに海上交通拠点として重要港湾中津港が配置されている。地域高規格道路である中津日田道路と東西方向の主要幹線道路とはその交差部でインターチェンジの建設されており、広域との結びつきと利便性が向上している。

本都市計画区域では、今後も地域の中核都市として周辺都市との結びつきが強まることが、広域交通の整備により交通量の増加が予想されることから、区域内の幹線道路の整備によって円滑な自動車交通の確保を図るとともに、公共交通機関との役割分担により自動車交通量の軽減を図る。

また、既存の公共交通の利用促進や自転車交通との連携など、地域の実情に応じた環境

負荷の少ない移動ネットワークの形成を進める。

3・3・1 小祝鍋島線の福岡県への延伸及び、3・5・5 宮永角木線との接続について、今後とも関係機関と調整を進め、地域間交流の促進を図る。さらに、市街地内では細街路が多いことから、生活道路の整備・改善を図る。

さらに、中心市街地や住宅市街地における幹線道路などについては、ゆとりある防災空間の確保、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に努める。

#### イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成 21 年度末現在 36.7% である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業等の都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。さらに、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	東九州自動車道（1・3・1 三光宇佐線）、地域高規格道路中津日田道路（1・4・2 中津三光線）を広域都市間交通を担う広域幹線道路として位置づけ配置する。
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外や地域高規格道路中津日田道路とのアクセス性を高める主要幹線道路として、次の道路を配置する。 国道 10 号（都市計画道路 3・3・23 相原野依線） 国道 213 号（都市計画道路 3・4・2 山国川飛永線） 国道 212 号（都市計画道路 3・5・16 中津駅上の原線） 県道中津高田線（都市計画道路 3・1・1 小祝鍋島線）
都市幹線道路	主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。 都市計画道路 3・3・15 東浜相原線 都市計画道路 3・4・11 万田大貞線 都市計画道路 3・4・12 中津港上ノ原線 都市計画道路 3・5・5 宮永角木線

##### イ 鉄道

本都市計画区域の鉄道の玄関口として、中津駅、東中津駅、今津駅の 3 駅が存在する。今後、駅前広場や駅へつながる都市計画道路などの整備を促進し、駅の交通結節機能を強化するとともに、公共交通機関の利用促進を図る。

### c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 1・3・1 三光宇佐線（東九州自動車道）
	都市計画道路 1・4・2 中津三光線（中津日田道路）
	都市計画道路 3・1・1 小祝鍋島線（県道中津高田線）
	都市計画道路 3・3・24 中津港定留線
	都市計画道路 3・4・3 中津駅角木線（市道蟻瀬中津駅北口線）
	都市計画道路 3・4・6 中殿大塚線（市道中殿大塚線）
	都市計画道路 3・4・11 万田大貞線（県道万田四日市線）
	都市計画道路 3・4・12 中津港上ノ原線
	都市計画道路 3・5・5 宮永角木線（市道竜王・三百間線）

### d 長期未着手施設の見直し

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・3・15 東浜相原線
	都市計画道路 3・4・7 小祝東浜線
	都市計画道路 3・5・8 中殿宮夫線

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち汚水対策については、快適でうるおいのある生活環境を創造するため、将来市街化が予想される地区も含めた効率的な整備を行うとともに、中心部での面整備を推進しながら処理区域の拡大を図る。また、雨水対策については、市街地内における雨水排除のため、河川整備と整合を図りながら雨水幹線の整備を図る。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るために、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

### イ 整備水準の目標

下水道については、全体計画処理面積 2,643ha、計画処理人口 53,232 人を定め順次整備を進めており、事業認可区域面積 1,365ha のうち平成 21 年度末現在 702.9ha が供用開始している。今後とも、平成 21 年度に策定した中津市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、近年発生した床上浸水被害の解消を図るとともに、時間雨量 50mm に対応する河道整備を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

下水道のうち汚水排水については、中津公共下水道計画に基づき、市街地全体を対象に行うものとする。また、雨水については、住宅地や浸水危険区域の安全で快適な都市生活を創出するために、雨水幹線、ポンプ場を整備し雨水の排除の円滑化を図る。

河川については、住民の生命財産を浸水などの災害から守るために計画的に河川改修を推進し防災に万全を期する。さらに、河川空間は住民の憩いとやすらぎの場として配置し、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

### c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする下水道及び河川は次のとおりである。

種 別	名 称 (処理区)
下水道	中津市公共下水道（中津処理区）
河 川	犬丸川、天貝川

## ③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

現在、主要な都市施設として、中津市塵芥清掃工場、中津市火葬場、中津市清掃センターが各1箇所配置されている。今後は、老朽化が著しい施設などについて、新たな施設の整備又は拡充などを図る。

## 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### a 主要な市街地開発事業の決定の方針

平成21年度末現在、中津駅周辺で土地区画整理事業2地区が完了し、1地区が施行中である。施行中の事業については、事業の推進と早期完成を図り、中津駅を中心とした商業業務地としての都市機能と魅力ある都市空間の形成を図る。

また、居住環境の改善が必要となっている古くからの市街地及び未利用地や農地が介在し都市基盤整備の不十分な地区では、農林漁業との調和を図った上で、必要に応じ土地区画整理事業の導入を検討する。

### b 市街地整備の目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする市街地開発事業は次のとおりである。

種 別	名 称
土地区画整理事業	中津駅北地区

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

本都市計画区域は、山国川周辺、海岸部などの水辺空間、東部のまとまりのある農地、さらには南部の高台の山地など豊かな自然環境の下にある。今後、市街化や開発が進展しても、この自然の豊かさを失うことなく、さらに優れた魅力的なものとして次なる世代に引き継いでいくことが重要である。

また、緑の基本計画及び景観計画をもとに、貴重な自然資源を身近な緑として維持保全を図るとともに、住民が気軽に自然とふれあえる環境、景観づくりを進める。

##### b 主要な緑地の配置方針

###### ア 環境保全系統

耶馬渓へと続く南部の高台の樹林地は、市街地後背の貴重な自然緑地として位置づけ保全に努める。また、周防灘、山国川、犬丸川、野依地区などの水辺環境は、地域の骨格をなす資源や貴重な生物の生息地として知られており、生態系保全の観点から保全に努める。

特に、周防灘に面した古くから浅海漁業が栄えてきた海岸線は、豊かな命の営みを見せてくれる広大な干潟を形成し、越冬する絶滅危惧種のスグロカモメや生きた化石と言われるカブトガニや絶滅が心配されるアオギスも生息していることから、これら貴重種が生息できる環境の保全に努める。

###### イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場であり、生活にうるおいを与えるためこれらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置していく。

大貞総合運動公園については、スポーツ・レクリエーションの拠点として位置づけ整備を図る。

###### ウ 防災系統

海岸線の地域では高潮・津波の危険が予想されることから特に大新田海岸では、防護林としての役割をもつ松林を維持・保全するとともに樹木の高密度化を図り、その他の海岸線では堰堤の整備を図る。また、蛎瀬（かきぜ）川河口や犬丸川中流域では、水害が予想されることから、周辺集落との間に遊水機能を兼ね備えた緑地及び水流の勢いを弱める河畔林を配置する。また、災害時避難地として公園の活用を図る。

###### エ 景観構成系統

市街地を囲むように広がる田園風景や、耶馬渓へと続く南部の高台の良好な緑地景観の保全に努める。また、緩やかに広がる周防灘、雄大に流れる山国川などにより形成される良好な水辺空間を保全に努める。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成 21 年度末現在、計画決定されている都市基幹公園（特殊公園を含む）は、8箇所、107.5ha で、これらの整備状況は、4箇所、31.9ha となっており、面積ベースでの整備率は 29.7% である。

今後、都市基幹公園については住民ニーズの多様化や必要性・優先性等を考慮し、適切な見直しを行っていく。なお、大貞総合運動公園の未整備部については、区域周辺を含め、本格的なスポーツゾーンとして運動施設等の整備を図る。

イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

犬丸川中流域、大池、市沢池などの比較的大規模な水辺緑地や地形をふちどる傾斜地の緑地・樹林地は、特別緑地保全地区への指定を検討しその永続性を図る。また、耶馬溪へと続く南部の丘陵地については、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

d 主要な緑地の確保目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする広域的な都市基幹公園等は次のとおりである。

種 別	名 称
運動公園	6・5・1 大貞総合運動公園

## 4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画が専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計

画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって  
自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカル  
ルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積  
極的に提案、意向の提示を行うものとする。

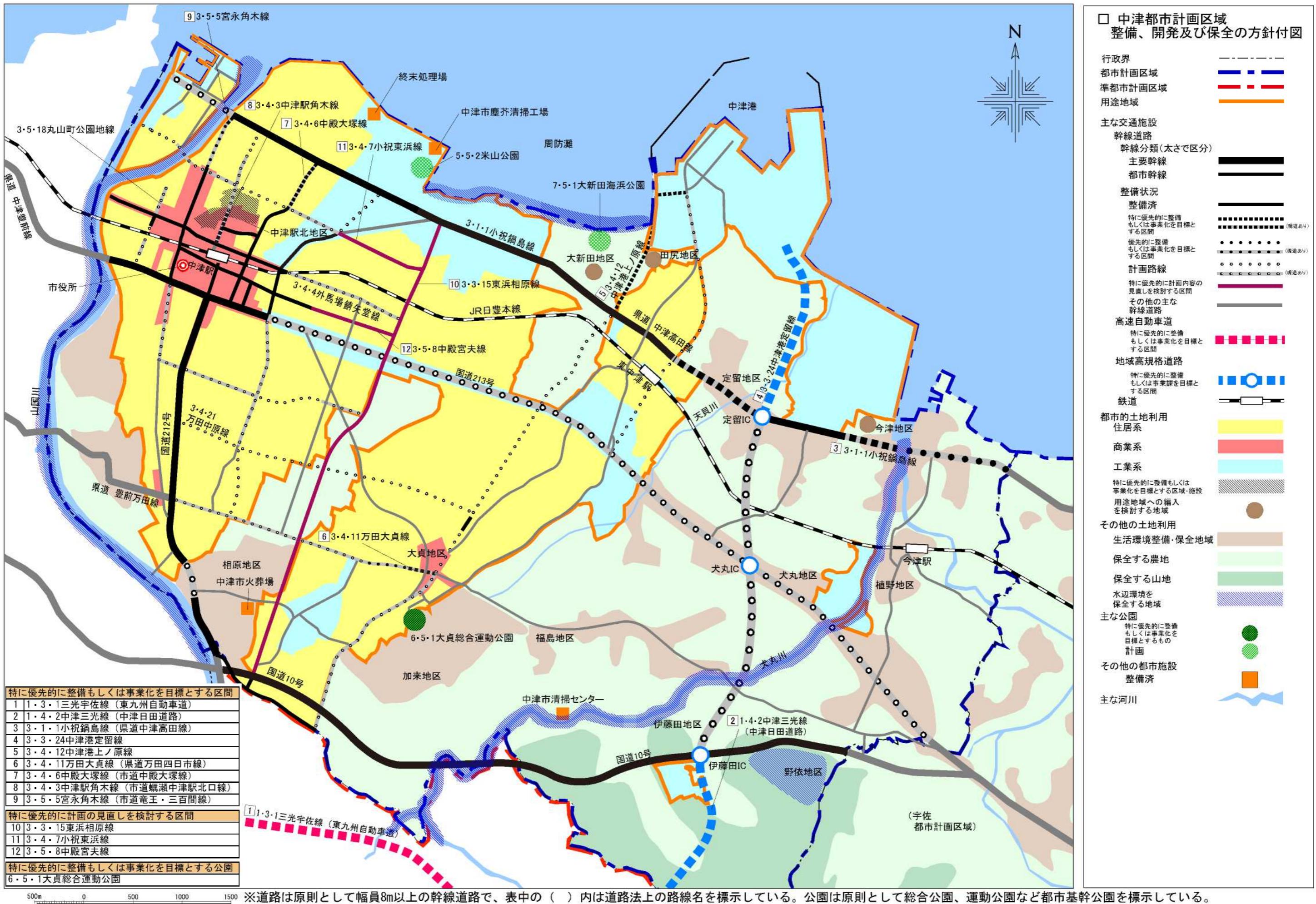
#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて  
管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援  
関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

### 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市  
の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくり  
の課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、  
意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとす  
る。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、  
対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな  
計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。



※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の（ ）内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。